

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第 111号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 2 軒裏を化粧板張りにする場合で、軒に延焼のおそれのある部分が含まれるときの当該軒裏に関する基準を追加することとしました。
- 3 法の適用を受けない建築物について、その建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合に受けなければならないこととされている承認等を要しないこととしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年6月11日

京都市長 門川大作

## 京都市条例第11号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「法第62条第2項の規定に適合するもの」を「防火構造」に改め、同項第3号中「当該化粧板の裏側に不燃材料で下張りをすること。この場合において、面戸の部分が屋外に面するときは、当該面戸の部分を不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有するもので閉鎖するとともに、野地板のうち、面戸の位置から屋内の方向に水平距離が90センチメートルの範囲内にある部分の全部に不燃材料で下張りをするものとする」を「次のいずれかに該当すること」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該軒裏を防火構造とすること。

イ 当該化粧板の裏側に不燃材料で下張りをすること。この場合において、面戸の部分が屋外に面するときは、当該面戸の部分を不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有するもので閉鎖するとともに、野地板のうち、面戸の位置から屋内の方向に水平距離が90センチメートルの範囲内にある部分の全部に不燃材料で下張りをすること。

第13条第1項第5号中「法第64条に規定する防火戸」を「防火設備（建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものに限る。）」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号ウ中「第67条第1項」を「第65条第1項」に改め、同号エ中「第67条第2項」を「第65条第2項」に改める。

第15条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第1項各号に規定する建築物については、第9条から第12条まで及び第18条から第21条までの規定は、適用しない。

第17条第2項中「第63条」を「第62条」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)